

議案第15号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

退職手当の調整額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「360」を「402」に改め、同項第2号中「300」を「335」に改め、同項第3号中「240」を「268」に改め、同項第4号中「185」を「207」に改め、同項第5号中「165」を「185」に改め、同項第6号中「150」を「168」に改め、同項第7号中「130」を「146」に改める。

付則第16項第3号中「60」を「68」に改める。

付則第17項第3号中「20」を「22」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。